

# 県立日南病院洗濯業務委託仕様書

## 1 基本的事項

- (1) この仕様書は、作業の概要を示すものであるから、現場の状況に応じ軽微な部分は、この仕様書に記載していない事項であっても、委託者(以下「甲」という。)が感染防止及び衛生管理上必要と認めて、受託者(以下「乙」という。)に要求した場合は契約の範囲以内で実施するものとする。
- (2) 乙は受託業務の処理に支障のないよう十分な人員を配置するものとする。
- (3) 従業員の服装は、病院職員及び他の作業員と紛らわしくないようにし、常に清潔を保つものとする。
- (4) 作業にあたっては、病院という特質を考慮し、静粛且つ迅速を旨とし、衛生に注意し、甲の業務運営に支障のないようにするものとする。
- (5) クリーニング業法等の法令を遵守すること。
- (6) 洗濯施設の衛生基準は、別紙1の病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準を遵守すること。

## 2 委託業務の内容

- (1) 洗濯物(クリーニング類)については、別表の品目のものとする。
- (2) 洗濯物(クリーニング類)については、受理した日から7日以内に仕上げることをする。

## 3 運営方法

- (1) 回収及び配達方法  
各外来、各病棟等へ受託者が洗濯依頼物を回収・配達する。
- (2) 洗濯方法  
回収した洗濯依頼物を受託者の工場に搬送し洗濯を行い、病院に搬入する。
- (3) 搬入方法  
受託者が搬入し、仕上げ物を各部署で洗濯請求伝票と照合する。
- (4) 書類等の提出
  - ・自然災害、火災及び受託業務の処理中に事故が発生した場合、直ちに報告すること。
  - ・請負賠償責任保険加入を証明する証書コピーを提出すること。